

高知龍馬空港送客バス支援事業助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、高知龍馬空港発着の定期便を利用するために、団体客を送客する旅行会社（以下「事業者」という。）に対し、助成金を交付することにより、高知龍馬空港の利用促進を図ることを目的とする。

（助成金の交付対象者）

第2条 助成金の交付対象者は、有料でチャーターするバス（大型・中型バス、マイクロバス、ジャンボタクシー、レンタカーを含む。以下「送客バス」という。）を使用し、10名以上の団体の利用客（県内の学校若しくは専修学校（大学、短期大学を除く。）が主催する修学旅行又は研修旅行の利用客及び国又は地方公共団体から支給される旅費により旅行する利用客を除く。）を高知龍馬空港発着の定期便に送客する事業者とする。

（助成金の交付要件）

第3条 助成金は、定期便を利用した場合に交付する。

（助成金の交付額）

第4条 助成金の交付額は、送客人数に応じて別表のとおりとし、送客バス借上代金総額（高速道路又は有料道路の料金を含む。）を超えないものとする。ただし、定期便の利用が往路又は復路のみの利用の場合は、別表に定める金額の半額とする。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、助成金交付申請書（様式第1号）を送客する日の10日前までに、高知県航空利用促進協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

（助成金の交付決定）

第6条 会長は、前条の助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、決定通知書（様式第2号）により、事業者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 事業者は、送客が完了したときは、完了後14日以内に、実績報告書・請求書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第8条 会長は、前条の請求書を審査の上、適当と認めたときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第9条 事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明したときは、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、事業者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(助成の期間)

第10条 助成の期間は、出発日が平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点で打ち切るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年6月30日から施行し、平成23年7月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別紙（第4条関係）

路線名	出発地	送客人数	助成限度額
福岡、 大阪（伊丹）、 名古屋便	高知県	20名以上	30,000円
		10～19名	15,000円
	徳島、愛媛、香川県	10名以上	25,000円
東京便	高知市、南国市、香南市、 香美市土佐山田町	20名以上	10,000円
	高知県 （上記以外の地域）	20名以上	30,000円
		10～19名	15,000円
	徳島、愛媛、香川県	10名以上	25,000円

※ 複数の送客バスに分乗した場合は、1台の送客バスとみなす。（例：10人が愛媛県から東京便を往復利用するため2台レンタカーを借り上げた場合、1台とみなして、25,000円を限度に助成する。）